

借上げ型応急住宅 入居申込上の注意

<被災者の方へ>

- 静岡市役所の窓口で以下の書類を受け取ったことを確認し、様式第3号の協力可能な会員一覧に掲載されている不動産業者（※自ら探した掲載されていない不動産業者でも可）に連絡をとってください。
 - ① 入居申込書のコピー
 - ② 様式第7号 入居申込上の注意（この用紙）
 - ③ 様式第8号 賃貸借契約書（3部）
 - ④ 様式第9号 定期賃貸住宅契約についての説明（3部）
 - ⑤ 様式第3号 協力可能な会員一覧
- 不動産業者に上記の書類を見せ、県の借上げ型応急住宅事業に基づく物件紹介を希望する旨を申し出た上で物件を紹介してもらってください。
- 入居可能な物件が見つかったら、不動産業者に協力してもらい、「様式第8号 賃貸借契約書」と、「様式第9号 定期賃貸住宅契約についての説明」に必要事項を記入し、ご自身、家主、不動産業者の押印箇所（7ページ：押印欄、8ページ：袋とじへの割印）に押印してください（3部すべて）。

また、不動産業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書を2部（ご自身の分と県に送付する分）受け取ってください。
- 各書類への記入・押印が終わったら、以下の書類を静岡市役所の窓口に提出してください。なお、この時点ではまだ入居は決定していません。県で内容を最終確認し、入居の可否を決定します。
 - ① 様式第8号 賃貸借契約書（3部）
 - ② 様式第9号 定期賃貸住宅契約についての説明（3部）
 - ③ 重要事項説明書（1部 不動産業者から交付されたもの。残り1部はご自身が保管してください。）

<不動産業者の方へ>

- 入居申込者の要望を聞いていただき、次ページの契約条件等を満たす賃貸住宅の紹介、契約の媒介をお願いします。
- 入居申込者が持参した賃貸借契約書等（各3部）に、必要事項を記入・押印して入居申込者に渡してください。ただし、重要事項説明書については、貴社の通常業務で使用している書式を使用して作成し、入居申込者に2部渡してください。（1部は入居申込者用、1部は県提出用）
- 契約書類等の様式は県ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードして利用して頂いても構いません（ただし、文面の加工、修正は不可。）

※ 「様式第8号 賃貸借契約書」の1ページ「契約期間」、7ページ「契約年月日」、「様式第9号 定期賃貸住宅契約についての説明」の「契約期間」の部分は、県が確認後に記入するので空欄のままとしてください。

1 住宅の条件

項目	基準
耐震性	昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅又は、昭和 56 年 5 月以前に建築した住宅のうち耐震診断（耐震補強後のものを含む。）の結果で耐震性が確認された住宅
立地・環境	通常の生活を営むのに適した場所 原則として日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等が考慮されたもの
建て方	戸建、長屋建て、共同建てを問わない
間取り	世帯人数ごとの目安 1人世帯：1DK程度まで、2人世帯：2DK程度まで、3～4人世帯：3DK程度まで、5人以上世帯：4DK程度まで
設備	一般的な住宅としての機能を備えているもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定の実施される区域の物件については、判定結果が「調査済」（緑のステッカー貼付）であること 土砂災害特別警戒区域外であること

2 契約条件

項目	条件									
契約種別	借地借家法第 38 条に定める定期借家契約									
契約期間	●年●月●日まで（最大2年間）									
家賃	月額下表の金額以内（税込）で社会通念上妥当な額（管理費、共益費を含み、駐車場代、自治会費、ペット飼育追加費は除く。） ※世帯ごとの上限金額を超える部分を自己負担して入居することは認められません。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3～4人世帯</th> <th>5人以上世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>50,000 円</td> <td>65,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯	上限額	50,000 円	65,000 円	70,000 円
	1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯						
上限額	50,000 円	65,000 円	70,000 円	100,000 円						
敷金	なし									
修繕相当費	家賃の2か月分（契約時に支払い）									
礼金	家賃の1か月分を限度とする									
支払い時期	家賃は、初回は契約成立の翌月末までに支払う。 以後は、当月分を翌月末までに支払う。なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする。									
支払い	県が負担：家賃、管理費、共益費、礼金、修繕相当費、仲介手数料、損害保険料、入居時鍵等交換費									
	入居者が負担：駐車場使用料、光熱水費、自治会費、ペット飼育追加費等									
仲介手数料	借主は、家賃の0.55月分とする。なお、貸主からは、法律の範囲内で任意。									